

筑紫野市コミュニティバス

運行内容の検討状況をお知らせします

市では、平成28年に策定した筑紫野地域公共交通網形成計画に基づき、持続可能で、安全・安心な移動環境の構築を図るため、コミュニティバスの運行を検討しています。

ここでは、コミュニティバスの運行内容の検討状況について市民の皆さん

にお知らせします。

今後は、関係機関との協議を重ねながら、具体的な運行内容を取りまとめていきます。詳細については随時お知らせします。

●問い合わせ先 企画政策課

●運行ルート

カミーリヤを出発し、市内の主要な公共施設、商業施設、医療機関などを循環するルートを実行。(コミュニティバスの運行ルート図参照)

●運行車両

カミーリヤバス(乗車定員29人)との乗り継ぎができるよう、同規模のバス車両を用いて運行。

●運行日 年中無休で毎日運行。

●運行時間

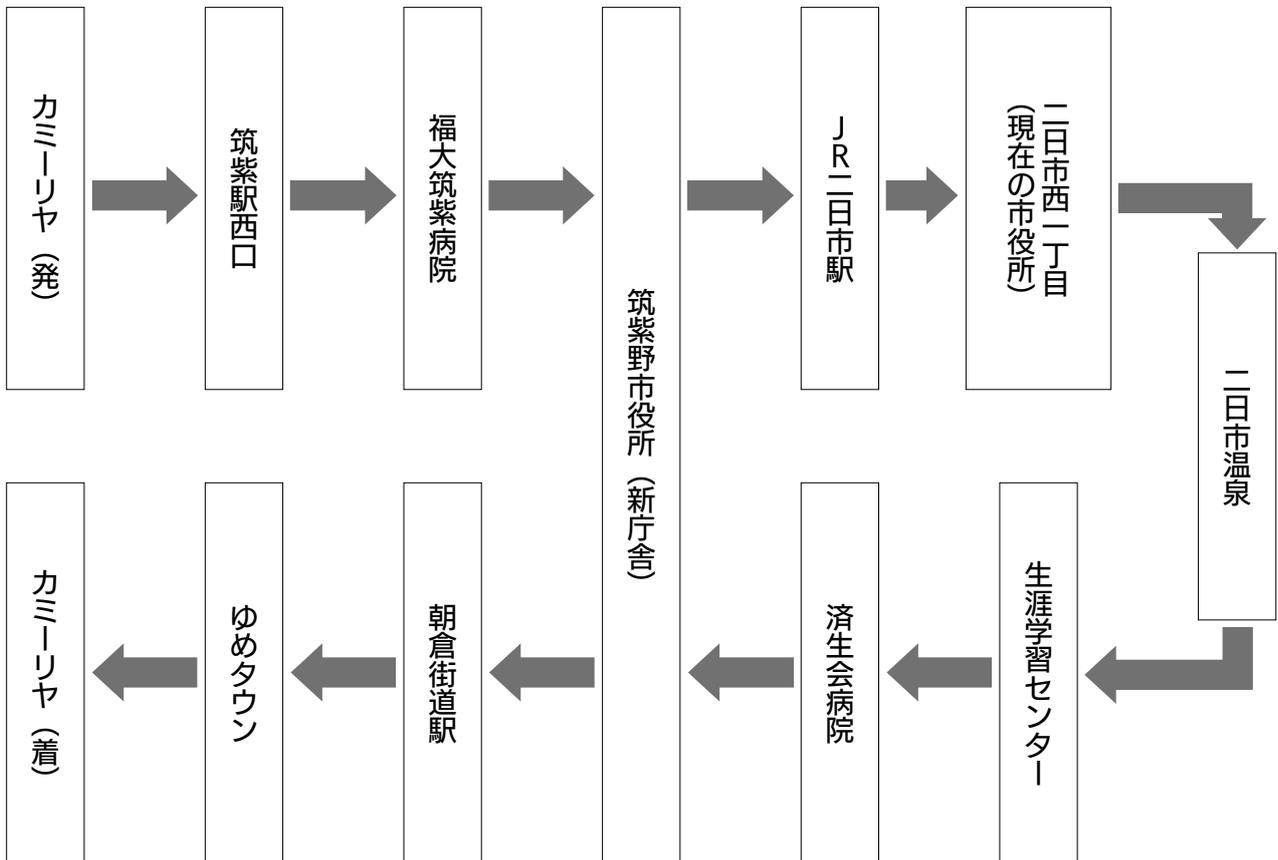
各地域からのアクセスや利便性を踏まえ、カミーリヤバスとの乗り継ぎを考慮し、1日9便運行。

●運賃 150円の定額運賃。

●運行開始

筑紫野市庁舎の移転を見据え検討しています。

●コミュニティバスの運行ルート図



※バス停の名称を掲載しています。

平成31年度保育所(園)入所申し込み書類の配布・受付を始めます

平成31年度中(平成31年4月1日～平成32年3月31日)に公・私立保育所(園)へ入所を希望する人の入所申込書類の配布・受付を行います。この手続きは、児童福祉法に定める手続きですので、入所を希望する人は受付期間内に必ず行ってください。

を希望する場合は、申込書類を保育所(園)で受け取り、次の期間中に市役所へご提出ください。

●書類配布・受付期間

11月5日(月)～12月14日(金)

※土・日曜日、祝日は除く

次の期間は会場を設置して配布・受付を行います。

●会場設置期間

11月5日(月)～11月9日(金)

●会場設置時間 9時～16時

●会場設置場所

市役所第1別館1階第11会議室

●11月12日(月)以降は子育て支援課窓口で配布・受付を行います。

※例年、会場設置期間(特に初日)は大変混み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。

※保育所(園)の入所決定は、先着順ではありません。

●入所対象者 市に住民登録がある生

後50日目から就学前の児童

●申し込みができる人

入所対象者の保護者で、次の要件い

ずれかに該当する人

①就労等のため、保育が必要である

②その他、特別な事情(病気・介護など)により保育が必要である

※平成31年度中に産休・育休明けで仕事復帰または転入で年度途中に入所を予定している人も、次の期間内に手続きを行ってください。

※保育所(園)の入所手続きについては保育所(園)を通して行いますので、別途ご案内します。ただし、転園

●問い合わせ先 子育て支援課

地域で助けあい支えあうまちづくり 災害時等要援護者支援制度に 登録しませんか？

災害時等要援護者支援制度とは…

災害時に支援が必要な人を、地域と支援者(要援護者本人を支援する人)が一体となって、可能な範囲で助け合おうというものです。

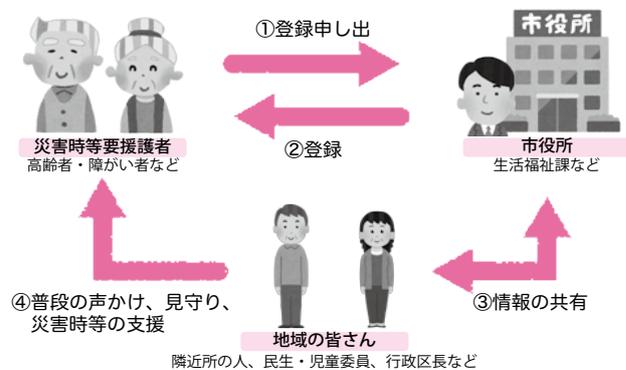
●要援護者はこのような人

75歳以上の高齢者、要介護や要支援認定者、障がい者、難病患者、妊産婦や乳幼児、外国人など

「日常的に周囲の支援を必要とする人」「災害時に自分で移動できない人」「情報を得ることが難しい人」「避難のために何らかの手助けが必要な人」は誰でも要援護者として登録できます。

●支援者はこのような人

一番望ましいのは、隣近所の人です。近隣の人に頼める人がいない場合は、行政区と相談して支援者を決めます。



●登録するには

- ①市内各コミュニティセンターなどに備えている登録申出書に、氏名、連絡先などを記入し、事前に登録します。
 - ②ご近所であなを支援してくれる人(支援者)を決めて、この制度に登録することへの同意を得ます。支援者が思い当たらない場合は、空欄のまま提出してください。
 - ③支援者は、日ごろの声掛けや、災害時には安否確認や避難誘導などの可能な範囲の支援をお願いします。
- ※すでにこの制度に登録している人でも、登録内容が変わった場合は届け出てください。

●登録申し出・問い合わせ先 生活福祉課 地域福祉担当